

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和4年12月8日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)丸義工務所	岩手県盛岡市	R4.1.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.1.6送検
黒武工業(株)	岩手県宮古市	R4.2.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	車両系荷役運搬機械を用いて作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R4.2.16送検
浅喜造園	岩手県盛岡市	R4.9.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.9.16送検
(株)トータルシステム	岩手県奥州市	R4.9.16	労働基準法第101条 労働基準法第120条	労働基準監督官に虚偽の内容を記載した賃金台帳を提出したもの	R4.9.16送検
(有)高橋塗装店	岩手県一関市	R4.12.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	くさび緊結式足場における高さ2メートル以上の作業場所に足場用墜落防止設備を設けなかったもの	R4.12.6送検
湊運輸倉庫(株)	岩手県盛岡市	R4.12.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	車両系荷役運搬機械を本来の用途以外の用途で使用させたもの	R4.12.8送検